

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 7 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」
及び当該通知に関するQ&Aについて（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）等で示されているところです。今般、厚生労働省より介護老人保健施設及び介護医療院における感染拡大防止のための留意事項について別添のとおり情報提供がありましたので、ご確認の上、事業所等での感染拡大防止への対応にお役立ていただきますようお願いいたします。

添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.828
介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について
- 介護保険最新情報 Vol.829
「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日付事務連絡）に関するQ&Aについて

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)